中央情勢報告　要旨

令和 8 年 10 月 4 日（日）／シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢
報告者：又村 あおい 氏（全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長）

1　成年後見制度を「本人が必要な支援を選ぶ仕組み」へ

又村あおい常務理事兼事務局長は、成年後見制度の見直しを中心に、障害福祉をめぐる国の動向と全国手をつなぐ育成会連合会の取り組みを報告した。見直しの背景には、障害者権利条約が掲げる本人の意思の尊重と意思決定支援がある。本人の知らないところで手続きや支援者の選定が進むこと、後見人に広い権限が与えられることなど、本人が主体となりにくい現行制度の課題を挙げた。

講演では、後見・保佐・補助の三類型から補助を基本とする仕組みへ転換し、必要な事項ごとに権限を定める方向性が示された。遺産相続、金銭管理、福祉サービスの契約などについて、どの支援が必要か、代理権・同意権・取消権のどれを付与するかを個別に考える。すべてを一括して任せるのではなく、本人ができることを残し、必要な部分を支える「お品書き方式」という説明である。

制度の利用や権限の付与に当たっては、本人の了解・同意を原則とし、意思の表明が難しい重度の知的障害のある人についても、必要な支援を受けられる仕組みを整えることが重要となる。本人への分かりやすい情報提供と説明を重ね、生活上の希望を一緒に考える姿勢が求められる。

2　必要性の見直しと、支援者の交代・組み合わせ

見直しの大きな柱は、必要な支援が終われば、その事項に関する制度利用を終了できるようにすることである。例えば、遺産相続の手続きが終わった後も、金銭管理や福祉サービスの手続きに支援が必要であれば、その部分は継続する。一律にすべてを終了するのではなく、事項ごとの必要性を確認し、見直していく考え方が説明された。

また、本人の利益のために支援者を交代できることや、相続は法律の専門職、日常生活に関わる支援は福祉の専門職など、役割に応じて複数の人が関わる可能性にも触れた。一方、報酬・費用負担はなお重要な課題であり、本人の収入や生活実態に見合った、利用しやすい制度にするための働きかけが必要である。

3　制度の利用の有無にかかわらず、地域で権利を守る

成年後見制度の見直しと、地域の権利擁護支援体制の整備は一体で進める必要がある。制度を利用しない人や、利用を終えた人も安心して暮らせるよう、日常的な金銭管理、福祉サービスの利用手続き、相談などを地域で支える仕組みが欠かせない。社会福祉協議会等の支援や地域連携ネットワークを実際に機能させるため、各地の育成会から市町村へ働きかけることを呼びかけた。

4　障害福祉サービスと、事件を風化させない取り組み

障害福祉サービス等の報酬改定に向けては、強度行動障害、医療的ケア、グループホームにおける重度障害者への対応などを重点に、全国育成会として意見を伝えている。津久井やまゆり園事件から 10 年という節目については、節目を過ぎた後も事件を忘れず、継続して取り組むことの重要性を確認した。

※本稿は当日の録音データの文字起こしをもとに事務局で要約しました。（文責：事務局）
※制度改正に関する記述は、講演時点の説明・見直しの方向性をまとめたものです。